

学校における感染症対策対応フローチャート（対応案）

※学校医や学校薬剤師と連携し、他の様々な感染症対策も行いながら状況に応じた対応する。

- ①：保護者は必ず、児童生徒の登校前に、検温・健康観察を行い風邪の症状、発熱、強いだるさ（倦怠感）及び息苦しさがないか確認すること。（**観察表に記入を徹底**）
- ②：職員は出勤前に自ら検温を行い、発熱の症状、風邪の症状、強いだるさ（倦怠感）及び息苦しさがないか確認すること。（**自己責任として徹底**）

発熱（平熱+1℃）・咳などの風邪症状のある場合。
出勤・登校は控え、自宅で療養する。学校へ必ず状況を連絡する。

- (ア) 至急かかりつけ医に相談
- (イ) 息苦しさ・強いだるさ・高熱など「強い症状がある」場合はすぐに龍野健康福祉事務所へ連絡
- ※ 教員・生徒の感染が確認された場合は、保健所により、濃厚接触者の出席停止あるいは学校の臨時休業等の措置がとられる。

